

## 強化部規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（Japan Para Dance Sport Association）（以下「JPDSA」という。）が、JPDSA 登録競技選手の競技力を向上させ、国内及び国際大会で活躍できる選手の育成強化（以下「選手強化」という。）を図るため設置する強化部（以下「強化部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(強化部の事業)

第2条 強化部は、JPDSA が求める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 指導者講習会開催事業

パラダンススポーツ競技選手及びパラダンススポーツ愛好者の指導を適切に行うために、必要な知識の習得と指導技術の向上を図る講習会の開催

(2) スポーツ講演会開催事業

優秀な指導者及び選手の知見、体験談等を聴講することにより、指導者の資質の向上と選手の意識改革を図る講演会の開催

(3) 選手強化事業

選手強化に係る競技力向上に向けた事業

(4) その他

選手強化に係る JPDSA が認めた事業

(強化部役員の選任)

第3条 強化部の役員は、次の各号に掲げる者のうちから理事会において選任する。

(1) JPDSA の理事・正会員又は、JPDSA が認定した強化スタッフ及び JPDSA 他部署の役員

(2) JPDSA の加盟団体の役員の中で JPDSA より指名された者

(3) JPDSA は、強化部役員を3名以上選任する。

(任期)

第4条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(強化部長・副部長の選任と役割)

第5条 強化部に第3条により選任された者から部長及び副部長を置く。

部長及び副部長の選任は役員の互選とする。

2. 部長は、会務を総理し、強化事業計画会議の議長となる。
3. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときはその職務を代理する。

(強化事業計画会議)

第6条 事業計画会議（以下「本会議」という。）は、部長が招集し、第3条に選任された者にて行われる。但し、強化スタッフ・関連各部の役員が参加することを妨げない。

2. 本会議は、第2条強化部の事業を執行し達成するための年間事業計画・個別事業計画を審議・立案する。
3. 本会議は、強化部役員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4. 強化事業計画会議の議事は、出席強化部役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 本条2項の計画が本会議により定まった場合、部長は、年間事業計画については理事会に提出し、事業計画・予算・収支の承認を得なければならない。
6. 本会議は、当該期年間事業計画においては次年度総会前迄に、当該期年間事業完了報告及び予算収支報告書を理事会に提出しなければならない。

(事務局)

第7条 強化部の事務を処理するため、JPDSAの事務局に委託することができる。

(経費)

第8条 第6条にて決定された以外の経費が発生する場合、選手強化事業に係る経費は、JPDSAの予算をもって充てる。尚、会議・講習会等への旅費は当法人の旅費規程によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、強化部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附則

- 1 本規程は、令和2年 1月 1日から施行する。